

# 里庄町一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月

里 庄 町

## 里庄町のイメージキャラクター「里ちゃん」

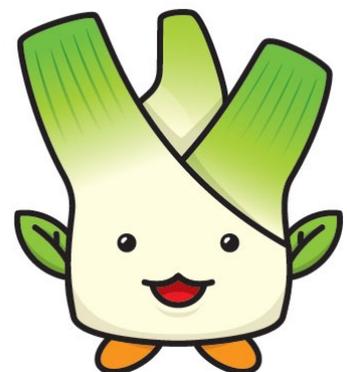
里ちゃんは、里庄町の「S」の文字と、つばきの花を表現したもので、緑豊かで心ふれあう 町の人々の笑顔や未来に向けて歩く様子が明るく、楽しく表現されています。

ごみ問題も一緒に楽しく取り組みましょう。



## 里庄まこもたけキャラクター「まこりん」

まこりんは、里庄町の特産品「まこもたけ」の妖精です。里庄町の木「つばき」の葉っぱを食べすぎて、手と足がつばきの葉っぱと花になりました。



本計画では、2015年国連総会で採択された「SDGs」との関連性を示します。分別の徹底による資源の有効活用やごみ焼却時のエネルギーを有効に活用するなど、地域資源の活用により「地域循環共生圏（ローカル SDGs）」を構築し、環境・社会・経済の課題を同時解決するまちづくりに取り組みましょう。

# 目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
第1節	計画策定のねらい	1
第2節	一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	3
第3節	計画の期間	5
第4節	計画の対象廃棄物	6
第2章	本町の都市特性	7
第1節	本町の位置と歴史	7
第2節	本町の主要指標	8
第3章	ごみ処理基本計画	11
第1節	ごみ処理の現状と課題	11
第2節	基本理念	24
第3節	基本方針	24
第4節	数値目標	25
第5節	施策の体系	36
第6節	1 発生・排出削減に関する施策	38
第7節	2 再資源化に関する施策	46
第8節	3 適正処理に関する施策	52
第4章	食品ロス削減推進計画	65
第1節	基本的事項	65
第2節	現状と課題	65
第3節	目標値の設定	66
第4節	目標達成のための施策	67
第5章	生活排水処理基本計画	72
第1節	水域環境の状況、水質保全に関する状況	71
第2節	生活排水処理の現状と課題	73
第3節	基本理念	78
第4節	基本方針	78
第5節	生活排水処理の目標	79
第6節	生活排水処理の処理主体	82
第7節	施策の体系	83
第8節	1 生活排水の処理	84
第9節	2 し尿・汚泥の処理	89
第10節	3 その他の事項	95
第6章	計画の進行管理	97
第1節	進行管理手法	96
第2節	進行管理指標	96
第3節	進行管理体制	97

添付資料

## はじめに

私たちは、限られた資源を大切に、資源を繰り返し利用することで環境と経済を共生させ、持続的に発展する「循環型社会」の形成に取り組まなければなりません。

本町においても、令和7年3月に策定した「第4次里庄町振興計画（後期基本計画）」に基づき、引き続き「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」の実現に向け、誰もが安心して生活できる快適な定住環境の形成のために環境への負荷が少ない生活や行動を心がけるなどの取り組みを一層推進していくことが重要と考えています。

このような状況を踏まえ、このたび、令和元年度に策定した「里庄町一般廃棄物処理基本計画」を改訂しました。本計画では、既定計画を継承しつつ、国の法律・計画、岡山県の「第5次岡山県廃棄物処理計画」、ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会の「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」との整合を図り、自然と調和した快適なまちを未来へ引き継いでいくため、ごみの減量や資源の有効活用、ごみ・し尿等の適正処理について、町民・事業者・行政の役割を明確にし、具体的な取り組みや施策を明示しております。

また、食品ロス削減推進法の基本方針に基づき、食品ロスの削減を推進することとしております。食品ロスの削減は普段の生活における意識向上が重要であり、町民一人ひとりが行動変革に努める必要があります。施策の推進には町民・事業者の意識向上を中心に展開していくものとします。

今後は、本計画に基づき、環境負荷を最小限にする循環型社会の構築を目指してまいりますと考えておりますので、町民・事業者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画改訂にあたり、熱心にご審議をいただきました里庄町廃棄物減量等推進審議会の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

里庄町長 加藤 泰久



# 第1章

# 計画策定の趣旨

---



## 第1節 計画策定のねらい

これまでの社会経済システムは、私たちの生活に豊かさをもたらしましたが、大量生産・大量消費・大量廃棄が繰り返されたことで地球温暖化など地球規模の環境問題が顕在化し、さらに、ごみ問題など、身近な環境においても大きな問題を抱えることとなりました。

こうした点を踏まえ、国においては、限られた資源を大切にし、資源を繰り返し利用することで環境と経済を共生させ、持続的に発展する「循環型社会」の形成を推進するため、平成13年1月に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を完全施行し、この法律に基づき、平成15年3月に循環型社会形成推進基本計画を閣議決定しました。循環型社会形成推進基本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、令和6年8月に『第五次循環型社会形成推進基本計画』を閣議決定しています。

循環型社会の形成に向けては、資源生産性・循環利用率を高める取組の強化が必要です。取組の強化のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となります。この「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するものです。

里庄町（以下「本町」という。）においても、令和2年3月に策定した第4次里庄町振興計画に基づき、『子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち』をキャッチフレーズに、自然と共生する美しいまちの形成のための取組を進めています。

具体的には、ごみの減量などを通じて豊かな環境を保全する必要があることを示すとともに、町民一人ひとりが地球規模で環境をとらえ、環境への負荷の少ない生活や行動を心がけることで、自然と共生した循環型社会の実現を目指しています。

本町では、ごみや生活排水に関する取組を具体的に進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正なごみ処理や生活排水処理を推進するための目標を定め、これを達成するために町民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにし、国の法律・計画等並びに岡山県の計画とも整合させた里庄町一般廃棄物処理基本計画を平成26年度に策定し、令和元年度に改訂しています。

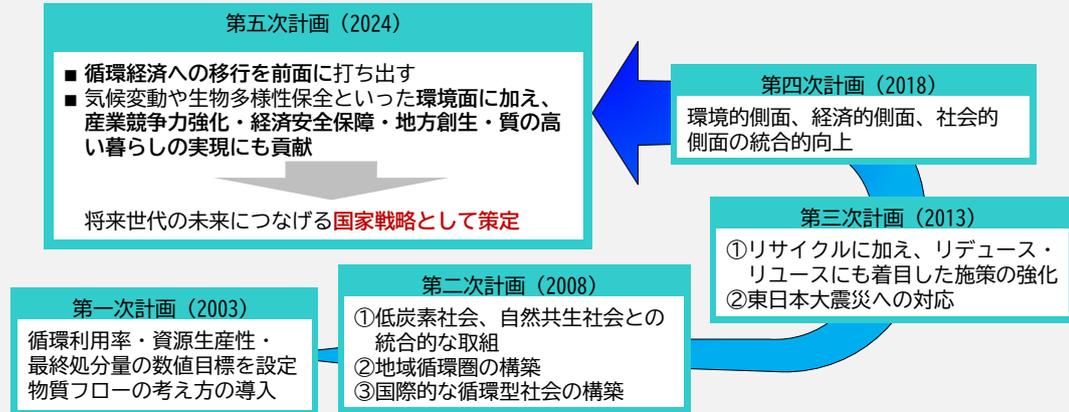
令和元年度の改訂では、平成30年度を基準年度、令和11年度を数値目標年度とし、令和2年度から令和11年度までの中期以降10年間の計画を見直しました。この時、ごみの排出抑制等の数値について、令和6年度に中間目標を定めています。

里庄町一般廃棄物処理基本計画は概ね5年ごとに見直しを行うこととしています。この度、令和元年度の計画改訂から5年が経過したことから、本町における一般廃棄物の現状や社会情勢等の変化を踏まえて、令和7年度から令和11年度までの後期5カ年の計画を見直すものとします（以下「本計画」という。）。

## ◆第五次循環型社会形成推進基本計画の概要

### 第五次循環型社会形成推進基本計画の構成

循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。



### 第五次循環型社会形成推進基本計画の指標と目標値

#### 循環型社会の全体像に関する指標（物質フロー指標）2030年度目標

■ 資源生産性	約60万円/トン	■ 一人あたりの天然資源消費量	約11トン/人
■ 入口側の循環利用率	約19%	■ 再生可能資源及び循環資源の投入割合	約34%
■ 出口側の循環利用率	約44%	■ 最終処分量	約11百万トン

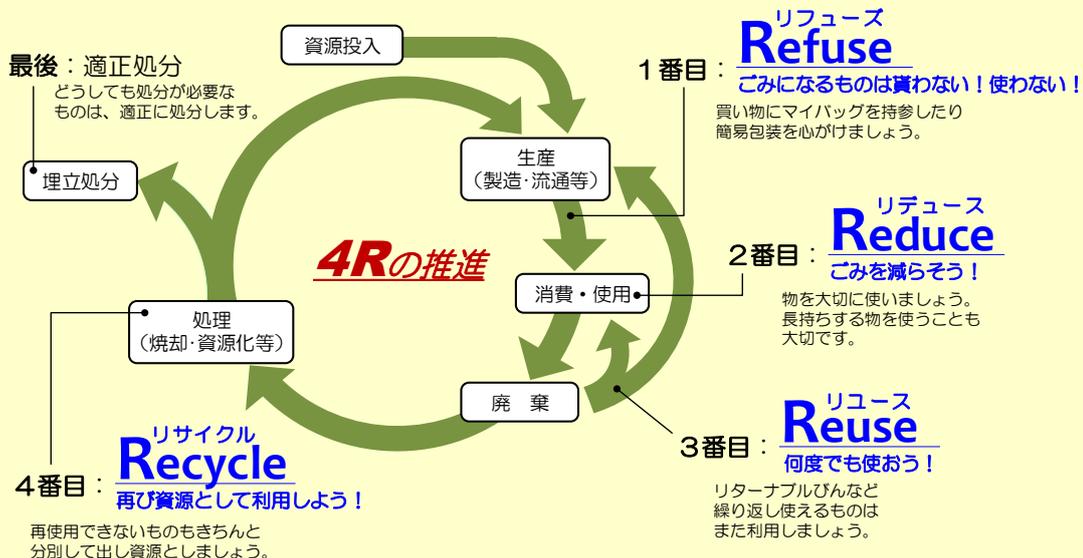
#### 循環型社会の全体像に関する指標（物質フロー指標）2030年度目標

■ 循環型社会ビジネスの市場規模	80兆円以上
■ 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量	約343百万トン/CO2eq
■ 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	約29百万トン/CO2eq
■ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動	
○ 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90%
○ 具体的な3R行動の実施率	50%

#### 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標 2030年度目標

○ 1人1日当たりごみ焼却量	約580g/人・日
----------------	-----------

## ◆循環型社会形成のイメージ（本町では4Rを推進）



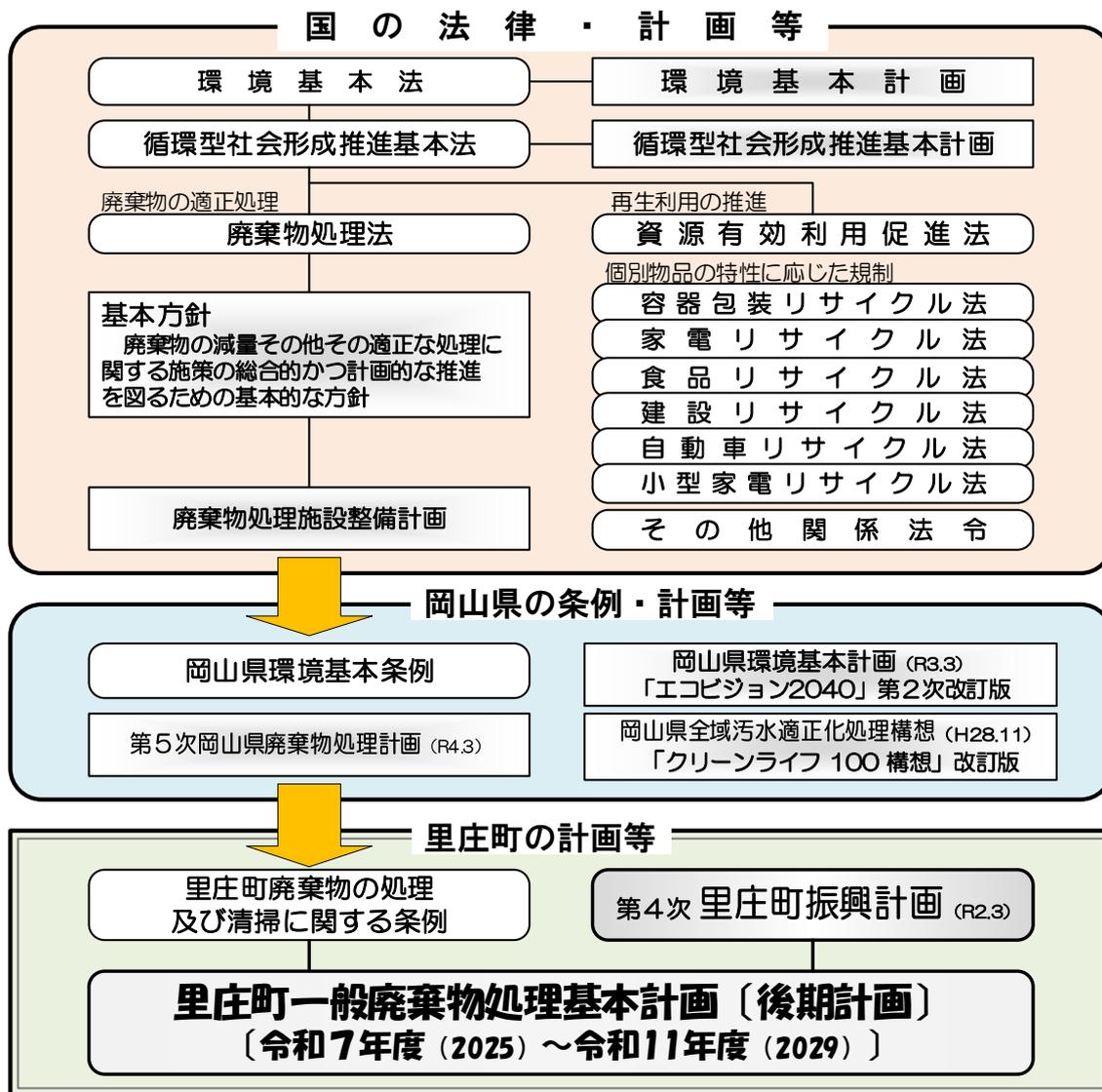


## 第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、本町が廃棄物処理法第6条に基づき策定するものです。

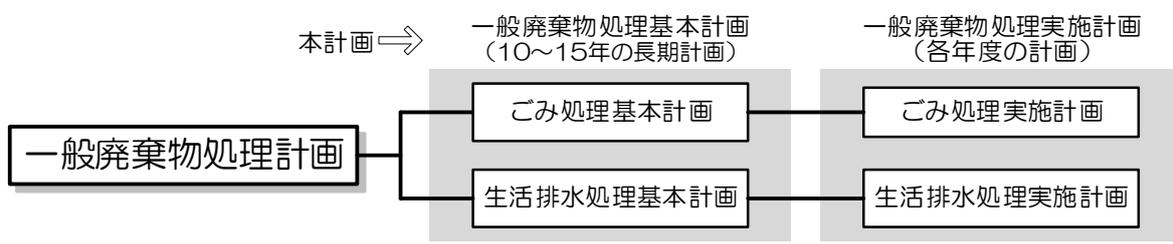
本計画は、図表 1-1 に示すように、国の法律・計画等並びに岡山県の「第5次岡山県廃棄物処理計画（令和4年3月）」と整合したものとします。

●図表1-1 本計画の位置づけ



### ◆一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠

廃棄物処理法第6条第1項において、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。』とされ、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。



## 第4次里庄町振興計画(概要)

策 定 年 令和2年3月

計 画 期 間 基本構想 令和2年度～令和11年度  
 基本計画 前期 令和2年度～令和6年度  
 後期 令和7年度～令和11年度

目 標 年 度 令和11年度

目 標 人 口 11,220人

将 来 像 子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち

### 施策の大綱

将来像	基本目標	基本施策（関連施策の体系）
子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち	<b>1 元気でいきいきと暮らせるまち</b> 【保健・医療・福祉】	(1) 地域福祉の推進 (2) 子育て支援の充実 (3) 高齢者福祉の充実 (4) 障がい者福祉の充実 (5) 人権尊重のまちづくり (6) 医療体制の充実 (7) 健康づくりの推進 (8) 社会保障の充実
	<b>2 希望を持ち、豊かな心を育むまち</b> 【教育・文化・スポーツ】	(1) 学校教育の充実 (2) 生涯学習の振興 (3) 芸術・文化の振興・歴史の保存 (4) 生涯スポーツの振興 (5) 交流活動の推進
	<b>3 快適で安心・安全なまち</b> 【生活環境】	(1) 快適な住宅地整備の推進 (2) 生活環境の充実 (3) 防災・減災対策等の推進 (4) 防犯・交通安全対策の充実 (5) 消費者教育の推進
	<b>4 自然と共生する美しいまち</b> 【環境保全】	(1) 自然環境保全の推進 (2) 循環型社会の形成 (3) 緑豊かなまちづくりの推進 (4) 治山・治水の推進
	<b>5 人が集い交流するまち</b> 【都市基盤】	(1) 計画的な土地利用の推進 (2) 道路体系の整備 (3) 公共交通機関の利用促進
	<b>6 活力と魅力あふれる元気なまち</b> 【産業】	(1) 農業の振興 (2) 商工業の振興 (3) 雇用環境の充実 (4) 観光振興・地域ブランドの充実
	<b>7 町民とともに創る持続可能なまち</b> 【町民参加・行財政】	(1) 協働のまちづくりの推進 (2) 情報バリアフリーの推進 (3) 地域に開かれた行政運営 (4) 分館活動の充実 (5) 計画的・効率的な行財政運営の推進 (6) スマート自治体への体制整備 (7) 広域行政の推進

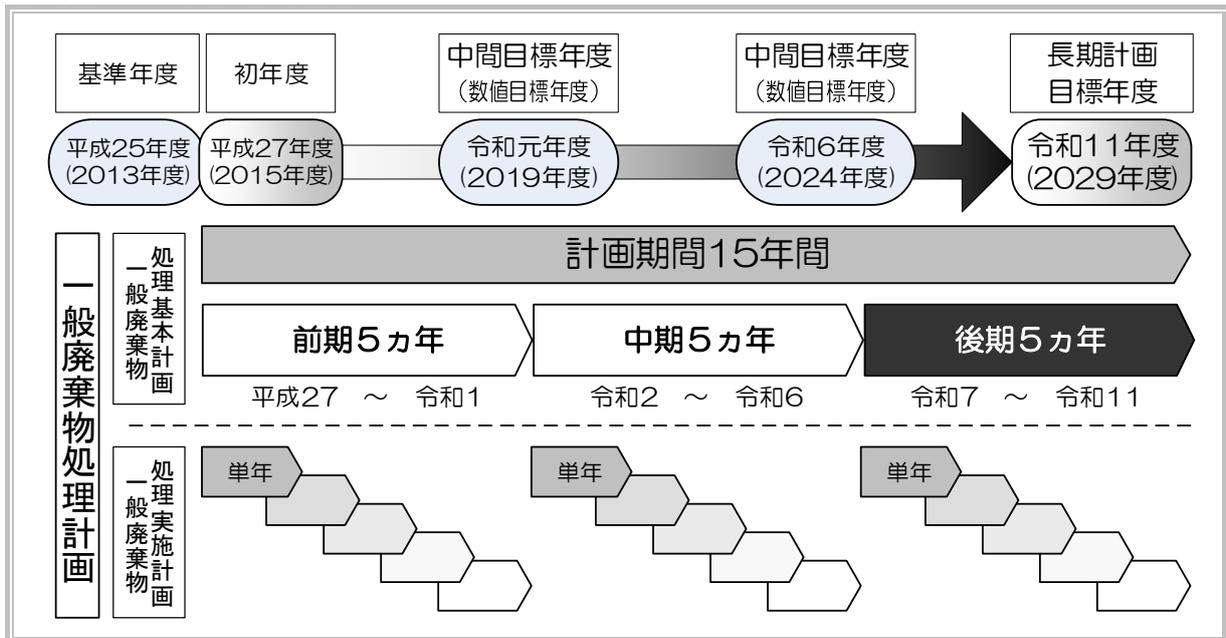


## 第3節 計画の期間

計画期間<sup>※1</sup>は15年間で、数値目標年度<sup>※2</sup>を令和11年度とし、本計画は今回の見直しにより後期5カ年にあたる計画となります。

なお、ごみの排出抑制目標等の数値目標を定めることから、令和5年度を基準年度<sup>※3</sup>とします。

●図表1-2 本計画の期間



### ※1~3

#### ※1 計画の期間

- 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画策定指針（環境省）によると10~15年とされています。

#### ※2 数値目標年度 ⇒ 令和11年度

- 計画期間15年間のうち本計画は後期計画にあたり、5年間となっている。よって数値目標年度は令和11年度とします。

#### ※3 基準年度 ⇒ 令和5年度

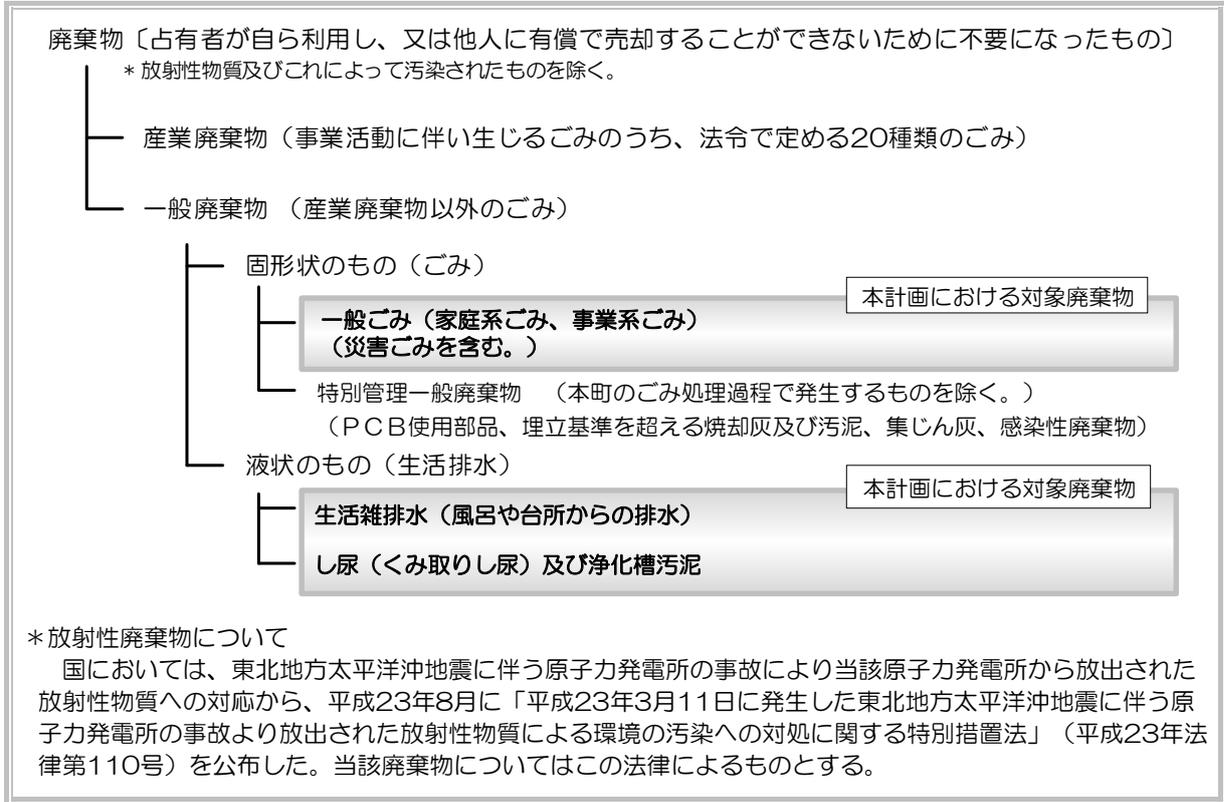
- 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年度の令和5年度とします。



## 第4節 計画の対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 のとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお行政において処理・処分が困難なものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 のとおりとします。

●図表1-3 本計画の対象廃棄物



●図表1-4 本計画において処理対象外とするごみとその扱い

区 分	取 扱
PCB使用部品	本町では取り扱わない。製造業者等の引き取りとする。
集 じ ん 灰	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。 （本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く。）
感 染 性 廃 棄 物	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
家電リサイクル法 対 象 品 目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン（室外機を含む）については、販売店で引き渡し、指定場所への持ち込みとする。（薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、衣類乾燥機は平成21年4月1日施行）
パ ソ コ ン	パソコン本体、モニター等は、製造業者等の引き取りとする。（使用済小型家電リサイクルにおいて、平成25年3月より役場窓口へ持込が可能）
そ の 他 本 町 が 指 定 す る 処 理 困 難 物	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・植木鉢、瓦礫、レンガ、コンクリートブロック、土、焼却灰</li> <li>・金庫、ピアノ、ボウリングの玉、便器、ドラム缶、スプリングマットレス（スプリングを分離すれば処理可能）</li> <li>・太陽熱温水器、電気毛布、電気カーペット、電線</li> <li>・オートバイ及び自動車（部品含む）、電動カート、FRP 船、マリッジェット、バッテリー、タイヤ</li> <li>・ガスボンベ、消火器、廃油、塗料、農薬及び薬品</li> <li>・農業用シート、農機具、エンジンポンプ</li> </ul>